

第一章 市区町村選挙管理委員会の担任意務

第一節 総 則

一 選挙事務の管理執行

△参照条文▽ 法五・四五二、自治法一八六

市町村の選挙管理委員会は、市町村の議会の議員及び市町村長の選挙を管理すること（法五）。

〔参照及び運用〕

1 選挙管理委員会は、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理すること（自治法一八六）。

2 市町村の選挙管理委員会が選挙事務を執行するに当たっては、次の諸点に留意すること。

- (一) 選挙の自由公正を確保し、候補者及び選挙人に機会均等を与えること。
- (二) 委員会の運営に当たっては、いやくも法規に違反するようなことがないよう留意するは勿論のこと、候補者及び選挙人等に不利不便を来さないよう注意すること。
- (三) 選挙事務は、一定の期日に処理するものであり、かつやり直しの出来ないものである特質にかんがみ、あらかじめ各場合の処理を検討し、周密な事務計画をたてこれに基づいて順序よく執行すること。

3 選挙事務執行について、あらかじめ準備すべき事項はおおむね次のとおりである。

- (一) 選挙事務分担により事務職員の編成をすること。
- (二) 選挙の執行に要する予算の編成、必要な文具、資材、用紙等の準備をすること。
- (三) 市町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、投票用紙の様式の決定並びに作製をすること（法四五二）。
- (四) 投票用紙及び投票用封筒、投票所入場券、選挙人名簿等を作製すること（都道府県の選挙管理委員会が作製したもの）を交付されるときは、枚数、捺印洩れ、汚損がないかどうかを調査すること。
- (五) 投票、開票、当選人の速報計画をたてておくこと。
- (六) 個人演説会場等、選挙公営について、あらかじめ対外的交渉を行つておくこと。
- (七) 市町村議会の議員の選挙については、人口の増減、町村の配置分合等により議員の定数条例、又は配当条例の改正を必要とする場合は、あらかじめ市町村当局と協議しておくこと。
- (八) その他所定の期日期間に処理する事務量と起り得る各場合に対処する方策を検討しておくこと。

一 組織

(1) 構成（自治法一八二、一九一、一九三）

〔行政実例〕

○選挙管理委員の身分は、特別職の地方公務員である（昭二二、一二二、二七通牒・地方公務員法）。

○選挙管理委員会書記の給料支払については、その支出命令自体は、市町村長の権限であるから委員長は市町村長に対し支出命令を出すべきことを請求すべきものである（昭二二、一二二、二七通牒）。

○委員会書記の定数条例の発案権は、自治法第四百九条第一号の規定により都道府県知事に発案権があり、選挙管理委員会の委員長にはないのであつて、定数条例の制定又は改廃に関しては、知事に対して事情を具して、条例の制定又は改廃の要求をし、委員会の運営に支障のないようにせられたい（昭二三、三三、二七実例）。

○選挙管理委員会職員の任命権者は選挙管理委員会にあるものと解する（昭二九、三三、五実例）。

○選挙管理委員会の事務部局の組織として機関の内規で定める事務局を設置してよい。また事務局長、書記長を置いてさしつかえない（昭二五、一二二、一九実例）。

○長以外の執行機関の補助職相互の間の兼職（例…選挙管理委員会の書記と農業委員会の書記との兼職）や議会の事務局の職と長以外の執行機関の補助職との間の兼職（例…議会事務局長と選挙管理委員会書記との兼職）の運用については地方公共団体の自主的

〔提選〕

判断に委ねられており、当該職員の職務遂行に著しい支障がないと認められる場合等には自治法第八十条の三に規定されている手続きに準じて兼職あるいは事務従事させることは差し支えないものと解する（昭四一、一〇、二六実例）。

(2) 選挙手続（自治法一八二、自治令四、一三四、一三五）

〔行政実例〕

○選挙管理委員の選挙には地方議会における議長、参事会員等の選挙と同じく議員の選挙に関する規定が適用される（昭二二、一二二、二七通牒）。

○選挙管理委員の選挙は指名推薦の方法によることは差支えない。唯補充員を指名推薦するときはその際補充の順序を定めておくことが必要である（昭二二、一二二、二七通牒）。

○自治令第四条の規定による選挙管理委員は、「議会において委員が選挙されるまでの間」就任することになつてゐるが、これは新しい選挙管理委員会が成立するまでと解すべきである（昭三〇、一二、六実例）。

○（一）選挙管理委員会の補充員の選挙につき指名推選の方法によつた場合、議会において補充の順序を決定しなかつたときの補充の順序の決定の方法については、何ら明文の規定は存しないが、この場合の順序の決定は、自治法第八十二条第三項に規定する得票数が同じであるときの場合と同様の取扱いとすべき

ものである。したがつて、所問の事例（某村議会における選挙管理委員会の補充員の選挙は指名推薦によつて行い、選挙の際には、補充の順序を定めておかずその後議会は総辞職し、次いで解散がなされ、解散後構成された議会について村長は不信任議決を恐れ議員からの再三にわたる議会招集請求をも無視して議会を招集しない状態であつたため、議会において右補充順序を定め得ないまま推移したのであるが、たまたま委員に欠員が生じた為その欠員を補充するに委員長が補充員中より任意補充した。）のように委員長がくじの方法によらず任意に補充した行為は瑕疵ある行為といわなければならないが、当該補充行為は、無資格者を補充したものではないので、そのことのみをもつて無効となるものとは解せられない（昭三二、五、二〇実例）。

(一) 前任の委員長がくじによらず任意に決定した補充の順序は、適法なものとはいえず、後任の委員長が委員の欠員を補充する場合には、当該順序に拘束されないものと解される。したがつて、所問の場合（補充の順序の決定が当時の委員長においてあらかじめくじによらない任意の方法でなされていたとしても、その後委員長に更迭があり後任委員長において右順序によらないで改めて任意補充した）は、瑕疵ある行為ではあるが、(一)と同様そのことのみをもつて無効となるものではないと解する（昭三二、五、二〇実例）。

○自治法第百八十二条の第三項に規定する「選挙の時が異なるときは選挙の前後により」とは、選挙の際当選者が定数に達せず再選

挙を行つた場合等を指すのである（昭二一、一二、二七実例）。

○議会で選挙管理委員の補充員の補充選挙を指名推薦により行つたが、その内一名が犯罪により被選挙権を有しない者であるのを気付かず、異議の申立もなく閉会したがこの場合右の選挙は無効ではなく、その者の当選のみ無効（直ちに異議の申立を行つた場合）であるが、異議の申立がなかつた以上失職せしめることはできない（昭二六、三質疑集）。

○(一) 選挙管理委員の選任に当つては多数派のみならず、少数派からも代表者を選出させることができるように留意すべきである（昭二六、三質疑集）。

(二) しかし、わが国の現状から考えて、全都道府県、市町村を通じて、必ず政党の代表者のみを以て委員会を構成することは不可能であり、また不適当な場合もあるから、各界及び一般の学識経験者から選任することが望ましい（昭二六、三質疑集）。

○自治法第百八十二条第五項の規定による選挙管理委員の所属政党又は団体は、原則として本人に申出させ議会が認定する。ただし、委員となつて後政党に加入したような場合は、委員会が認定する（昭三二、五、二九通牒）。

○自治法第百八十二条第五項中同一の政党その他の団体に属する者とあるのは、党の規約等によりその手続を得て党员として党籍のある者をいう（昭三〇、七、一一実例）。

○選挙管理委員、補充員の補充順位は選任機関において予め定め置くのが適当と考えるが、これを定めて置かなかつた場合、その補

〔提選〕

充順位の抽籤は選任機関がなすべきであるが、委員長が定めても妨げない(昭二一、一二、二七通懸)。

○委員及び補充員が同時にすべて辞職した場合は、議会は補充員のみを選挙すべきではなく、あらたに委員及び補充員を選挙すべきである(昭二四、一〇、七実例)。

○選挙管理委員の承諾書は議長宛とするのが正当であるが、知事宛にしても無効ではない(昭二一、一二、二七通懸)。

○選挙管理委員の当該承諾には別段の形式はない。承諾をしない場合或は当選を辞した場合には、次点者の中から更に当選人を定めるか又は再選挙を行うべきである(昭二一、一二、二七通懸)。

○選挙管理委員の選任に当たっては承諾が必要であることは当然である(昭二一、一二、二七通懸)。

○自治令第四条第一項前段の「選挙管理委員タル者」とは、例えば市町村の一部を以てあらたに市町村を設置した場合、もとの市町村の選挙管理委員をいい、「選挙管理委員タリシ者」とは、例えばAを設置する(A町にB村を編入)場合に、前のAの選挙管理委員であつた者をいう(昭二二、一二、二二実例)。

○(一) 市町村長解職請求署名の効力に関する異議申立審議中選挙全委員が辞職しかつ書記を解職した場合の補充員の繰上補充の手續については、当該市町村長が補充員に対し委員となつた旨の通知を行うことが適當である(昭三〇、一、二二実例)。

(二) 右のような状況下における補充員としての辞職の手續は、委員となつた後退職の手續をとる外はない(昭三〇、一、二二実例)。

第一章 市区町村選挙管理委員会の担任意務 第一節 総則

(三) 右のような状況下における初の委員会の招集は、当該市町村長が委員会の招集を行つて差し支えない(昭三〇、一、二二実例)。

○議会において選挙管理委員会委員四名を選挙する場合は、四名共一回の投票により決定すべきものであり、個々に投票を行うことはできない(昭二六、一二、二二実例)。

○選挙管理委員及び同補充員の後任者各四名の選挙を行なつたが選挙後において補充員予定者一名が選挙前(同日午前)に死亡してゐたことが判明した場合の処置としては、次の会議において補充員一名につき更に選挙を行うべきものと解する(昭三九、三、六実例)。

○任命権者の許可を受けた場合であれば税務局長は選挙管理委員の職に就くことができるが委員報酬の支給については地方公務員法第三八条等の趣旨もあり、同一経済における給与の重複支給については、給与支給者において適宜調整すべきものである(昭二七、一一、一二実例)。

○選挙管理委員の補充員は委員長の補欠により当然に選挙管理委員の身分を取得するものであつて、この際における補欠についての承諾というものはあり得ない。従つて、補欠により選挙管理委員となることを望まない補充員は、委員長の補欠前に補充員たることを辞すべきであり、一旦補欠があつた後においては選挙管理委員辞職の手續を執らなければならない(昭二五、一二、一一実例)。

○選挙管理委員二人となり、補充員がない場合、補充員四人のみの補充選挙を行う(昭二六、三、六実例)。

○選挙管理委員及び補充員の前任者の任期満了の日の直前の定例会

又は臨時会で行つた後任者の選挙において、当選した後任委員のうち一名がその任期がはじまる前に死亡した場合は、当選人が自治法第百八十一条第二項に規定する定数に達しないものとして、さらに選挙を行わなければならない。なお、当選した補充員のうち一名が当選を辞退した場合も、当選人が自治法第百八十二条第二項に規定する定数に達しないものとして、同様に解する(昭三五、九、一二実例)。

〔判例〕

○選挙管理委員会の委員及び同補充員を指名推せんの方法によつて選出しても違法ではない(昭三五、二、九最高裁判決)。

(3) 被選挙権及び兼職禁止(自治法一八二、一八四、一九三)

〔行政実例〕

○選挙管理委員の被選挙権は、実質上被選挙権を有しておれば名簿に登載されていない場合でも差支えない(昭二二、一二、二七通勝)。

○自治法第百九十三条中第百二十七条第二項の準用規定は、市町村の選挙管理委員がその県内に住所を移した場合に適用されない(昭二二、五、二九通勝)。

〔判例〕

○公立中学校の校長が、その任命権者たる県知事の許可なく選挙管理委員会委員に就任することは、教育公務員特例法第三条、地方

公務員法第三十八条第一項に違反するものといわなければならないが、右各法条は公務員の服務監督に関するものであつて、その禁止職業に対する欠格事由を定めたものでないから、その就任を無効ならしめるものではない(昭三三、八、二〇東京高裁判決)。

○選挙管理委員に選任された公務員が公務員法上の許可を受けないで委員に就任しても、その選任、就任を無効と解すべき理由はない(昭三四、六、二六最高裁判決)。

(4) 任期(自治法一八三)

〔行政実例〕

○選挙管理委員の任期は、選挙の日から起算するものである(昭二四、二、二八実例)。

○選挙管理委員会委員の選挙は、任期満了の日以後において執行するのが原則であるが、議会召集の都合等により、任期満了日前選挙しても差し支えない。なお、委員の任期は、選挙の日から起算するものである。ただし、前任者の任期満了日前に選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了日の翌日から起算すべきである(昭二四、一〇、二四・同昭二三、一〇、一二実例)。

○選挙管理委員会委員の任期満了による選挙は任期満了の日、又はその前後なるべく任期満了の日に近い定例会又は臨時会に行うのが適當であろう(昭二三、七、一〇実例)。

○選挙管理委員の任期が満了の際には、速やかに、選挙しなければならないが、定例議会まで待つても敢て違法ではない(昭二三、九、一四実例)。